

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	藤野農用地利用改善組合 (川島・村高)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月17日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・畑を今自作している農家が高齢になると管理ができなくなるケースがある。
- ・水はけが悪い所や、区画が小さい所が空いてきそうなので対策が必要。
- ・農家の高齢化は大きな問題だが、耕作者に有意な条件になれば40歳以下の耕作者もいるので新たに耕作できる可能性もある。
- ・高齢農家で年1回耕している方がいるので、そのような農地を委託できる方法があればいい。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田は営農を中心に米・麦・大豆を栽培していく。
- ・畑作は施設(胡瓜・苺)、露地野菜(大根・人参・かぶ・ほうれん草・小松菜・ブロッコリー・キャベツ・白菜等)を中心栽培していく。
- ・畑作農地が多いので、地域にあった収益性の高い作物の生産に取り組みたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	88.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・水田は2人の耕種農業者に委託し、集積・集団化を進めていく。 ・畑作は認定農業者や露地野菜農家に委託し、出来るだけ集団化できるように努めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・新規の貸し手が出れば農地中間管理機構を活用するようにしていく。 ・円滑化から農地中間管理機構へ順次更新していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
・水田は営農を中心に集約化を図っていく。 ・畑作農地が多い地域なので、出来るだけ集約できるように努めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
認定農業者で後継者がいる方は、作業をしながら後継者の育成に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
検討の予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ・カラスの被害が多くなるようなら檻の設置を依頼していく。
- ・アライグマ・ハクビシン・タヌキ・ヌートリア等の動物の被害が出るようなら駆除の依頼をしていく。